

年金制度のロウルズ的分析

仲 澤 幸 壽

要旨：我が国の公的年金制度は、制度の維持可能性の面で危機的状況を迎えている。だが、それに対処する議論は財源調達方式に傾斜しており、年金の保険機能という本来の主旨からみたあるべき姿としての議論が十分になされていないとはいい難い。この論文は、生活費のニーズに不確実性があるケースを導入したモデルを用い、さらに民間の保険市場を利用できない個人が存在するケースにおける公的年金システムの有効性を分析する。その分析によって、公的年金制度の持つ所得再分配機能の意義が明らかにされる。さらに、人口減少の状況下で長期的に年金制度を維持するためには、生活費ニーズの不確実性を低減させるような総合的施策が重要になることも議論される。

1. はじめに

年金とは基本的に、余命あるいは老後に必要な資金の不確実性に対する保険である。したがって、通常の保険に関する議論からすれば、人々が十分に合理的で充実した保険商品が提供されていれば公的年金制度は不必要、ということになる。しかし、それらの条件が満たされる民間の保険市場が整備されていないために、ほとんどの国で公的年金制度が提供されている。しかも、保険としての機能を最大限に発揮できるように、強制加入方式が多く国々で採用されている。だが、公的年金制度の財政状況が危機に瀕しつつあるというのも、やはり多くの国々に共通に見られる問題である¹⁾。

1) 例えば、野副（2015）参照。

そのような状況の中で日本の現行の公的年金制度において問題となっているのは、いわゆる国民年金の未納問題と少子高齢化による財源不足である。そのため、財源をどう変更するかという点に議論の焦点が当てられている。特に、橋本（2005）に代表されるような保険料方式から消費税を財源とする税方式への移行が有力な案とされてきたが、最近では佐藤・古市（2014）や野副（2015）のように、所得税等の直接税による社会保障目的税の優越性を主張する議論も登場してきている。

このように、年金制度の問題点の議論は、財源の調達方式に焦点が絞られている観がある。だが、そもそも公的年金制度が必要な理由あるいは理念が明確にされていないのが実情である。どのような制度であっても、そもそもの必要性の根拠が何であるかによって最適な制度設計が決められるものである。公的年金制度も、その必要性の理由によってあるべき仕組みが異なるのが当然である。そこで、この論文では、年金を老後の生活費のニーズにおけるリスクに対処するための保険として捉えて、そこから導かれる公的年金制度の適正な姿を明らかにする。

老後の生活費のニーズにリスクがあるとは、生存期間の長さ等で最低限必要となる資金額が確率的に異なる状況があるというだけでなく、それぞれのケースで最低限必要な資金額を手持ちの資金が下回る場合には生活水準の評価がゼロになる、という評価関数に基づいて厚生水準が決定されるという意味である²⁾。少し極端な定式化と思われるかもしれないが、医療や介護等で必要なサービスを受けることが困難で、最低限の生活すら維持しえない状態を記述するとき、効用が低下するという記述では不十分であると考えられるからである。

老後のニーズに不確実性があるときには、貯蓄のみで備える方法では最適解は達成できない。保険機能が必要になる。もし、民間の保険市場のみで十分な保証が提供できるのであれば、公的年金制度は不必要である。だが、意思決定上の問題³⁾や若年期の所得水準の不十分さから、保険市場を利用しきれない個

2) 実際には、生存期間が短くても健康状態等から高額な生活費が必要な場合もあれば、逆に長命でも生活費が少なくても済む場合もあるが、ここではそれらを一元化して議論を進める。

人も存在することがある。そのようなケースでも救済可能な公的年金制度が存在することを示すのが、この論文の目的である。

論文の構成は以下の通りである。まず、次節において厚生比較を行うためのモデルを提示する。そこでは、若年期の所得と老年期のニーズにリスクがある2期間モデルの枠組みにおいて、若年期の消費と老年期の生活費のニーズの水準において評価関数が不連続になるという独自の評価関数が導入される。さらに次の節で、そのモデルを用いた保険システムが検討される。そこでは、年金の強制加入が所得再分配機能をとまなうことが、ロールズの厚生評価から正当化されることも示される。最後に結論の意味と現実の公的年金システムの課題との関係が議論される。そこでは、少子高齢化による人口減少等をとまなう長期において公的年金制度を維持するには、財源調達方法の調整だけでなく生活費ニーズそのものやそのリスクが減少するような施策の重要性が指摘されるであろう。また、未納未加入問題等のモラルハザードに関しても、モデルとの関係において議論される。

2. モデル

年金の保険機能を明示的に扱う上で最も単純なリスクをとまなう2期間モデルが、ここでは提示される。所得を獲得する若年期とその蓄えで生活する老年期からなる2期間モデルであるため、賦課方式ではなく積立方式の年金保険制度となる。ただし、賦課方式と積立方式は、定常状態では同値になるので、年金の保険機能を分析する上では、議論を定常状態に限定したとしても特に問題にならないであろう³⁾。

既に序文でも触れたように、この年金制度を分析するモデルでは、老後の生活費のリスクがポイントである。予想より長く生きることになればそれだけ多

-
- 3) 行動経済学では将来を大きく割引き過ぎるために個人の自助努力では過少な備えしかなされないと議論される。
 - 4) ただし、少子高齢化のような非定常状態の現象の影響を議論する際には、この区別は決定的である。

くの資金が必要になるし、さらに医療サービス等の必要額も個人によって異なってくる。これらの点を総合して、必要な資金が多くなる場合と少なくて済む場合とが確率的に与えられるとするのである。

そのリスクに対処する資金は若年期の所得から捻出されるのであるが、若年期の所得水準に関しても個人差がある場合を前提とする。所得格差のある個人から構成される公的年金制度の意味を明らかにするためである。

そこで、ここで提示されるモデルでは、若年期には生活費ニーズに不確実性はないが、獲得所得には不確実性があるとされる。すなわち、若年期の所得は、

$$\{ \text{確率 } p \text{ で } w_H, \text{ 確率 } 1-p \text{ で } w_L \}$$

で与えられるとする。ここで、 $0 < w_L < w_H$ である。また、若年期の生活費のニーズは x_0 で、所得水準から独立であるとする。これに対して、老年期には生活費のニーズにリスクがあり、

$$\{ \text{確率 } q \text{ で } s_L, \text{ 確率 } 1-q \text{ で } s_H \}$$

とされる。ここで、 $0 < s_L < s_H$ である。さらに次の仮定をおく。

$$w_L = x_0 + s_L \tag{1}$$

すなわち、若年期に低所得の状態になると、老年期の生活費ニーズが高額になるケースには自力では対処できないという想定である。この想定がなければ、民間の保険商品へのアクセスが可能であれば、特に公的年金制度を設ける必要はなくなるからである。また同時に、

$$s_H < w_H - x_0 < 2s_H \tag{2}$$

であるとする。つまり、若年期に高所得であれば、自力で老年期のすべての状態に対応可能ということである⁵⁾。なお、簡単化のために、ここでの分析では利子率に関する議論は排除している。

5) 以下の分析の単純化のため、老年期の高額ニーズの倍額までは蓄えられないとしている。

ただし、生活費ニーズにリスクのある経済で保険が成立するためには、そのための条件が満たされなければならない。それは、若年期に低所得の個人が老年期の高い生活費ニーズになった場合の不足額を高所得の際のゆとりで賄えるということである。言い方を変えれば、貯蓄可能額の期待値が生活費ニーズの期待値に等しいということである。ここでは、その状態が丁度成り立つケースで議論を進める。すなわち、

$$p(w_H - x_0) + (1 - p)(w_L - x_0) = qs_L + (1 - q)s_H \quad (3)$$

ということである⁶⁾。(3)式が、いわゆるフェアな保険の条件になる。

以上の条件の下では、既に示唆したように、民間の保険会社ではカバーできない個人が発生する。なぜなら、(1)式より、若年期に低所得の個人は保険料を負担する能力がないからである。それは、若年期の生活費のニーズによって、保険料分だけの金額を捻出できないからである。そのことをより明確にするために、生活費ニーズがあるときの個人の生活状態を評価する関数を次のように定義する。

$$v = \left[\frac{x}{x_0} \right] x + \left[\frac{w_i - x_0}{s_i} \right] s_i, \quad i = H, L \quad (4)$$

ここで、ある自然数 n に対して、

$$[z] = n \quad \text{for} \quad n \leq z < n + 1 \quad (5)$$

である⁷⁾。この評価関数では、各期の生活費の評価は実際の生活費になっている。この点に関して言えば、老年期において生活費ニーズが高まることが評価

6) 保険が成立するためには(3)式の左辺の値が右辺の値以上であればよいが、ここでは等号が成り立つケースを分析対象にしている。

7) この定式化は Kahneman and Tversky (1979) のプロスペクト理論における参照点の変形ともいえるものである。同様に、仲澤 (2007) と仲澤 (2014a) の議論とも類似している。この定式化では損失回避性が極端である、とも解釈可能である。なお、プロスペクト理論そのものの定式化のままでは保険の議論は困難であるが、それについては萩原 (2015) 参照のこと。

を高めるのであるから、それは単純に生存期間が長くなった場合に対応するということになり、寿命が短くなれば評価も下がる、という定式化になっているといえる。

(5)式の評価関数は、基本的に線形の効用関数と同じものとみなすことができるものである。線形性は、以下の分析結果をより明瞭にするための仮定である。線形の場合、期待効用理論的に言えば危険中立的なので、その場合でも保険機能を持つ年金制度の導入が支持されるのであれば、年金制度の存在意義の証明として十分なものであろう。

さらに、(4)式において、若年期の生活費水準の評価が正でなければならないという制約を置く。若年期に過剰な節約が強いられることを排除するということである。他方、老年期の方については、評価がゼロになる場合でも生活は可能としておく。その理由は、次節の分析を見れば分かるように、年金制度が存在しない場合でも期待評価を算出する意味があるとするためである。

いま述べた制約によって若年期の生活費ニーズを実際の生活費が下回るとは許容されないの、若年の所得が低水準のときは、老年期の生活費ニーズが高額になるケースに対して対応できないことになる。このように、民間の保険市場では救済できないケースに対するセーフティネットを用意するという側面が、公的年金制度の重要な機能である。

次に、いま提示した(4)式の評価関数を用いて、人々が自分の状態が分からない段階、すなわちロールズの無知のヴェールの背後にある状態において年金の保険機能を個人が評価したらどうなるかを検討して、公的年金制度の意義を議論することとしよう。ロールズの状況で考察しなければ、若年期の低所得者の救済を高所得者の負担で行うことに対して高所得者からの合意を得ることはできないからである⁸⁾。これは、公的年金制度の本質を考える上で、重要な側面である。

8) 合意形成の問題点については、補論で検討する。

3. 保険としての公的年金制度

公的年金制度の保険機能の意義を理解するためには、まず公的年金制度が存在しない状態での評価を示し、それに比べて保険機能を持つ年金制度が導入されたときの評価の上昇を示すことが自然である。

まず、自助努力のみの場合である。この場合、若年期に低所得になると、老年期の生活費ニーズが高額の状態に対応できないので、その場合の老年期の評価はゼロになる。それに対して、高額所得のケースでは、

$$x^* > x_0, \quad s^* > s_H \quad (6)$$

で、かつ

$$x^* + s^* = w_H \quad (7)$$

である若年期の消費と貯蓄 (x^* , s^*) が選択可能になる。以上から、自助努力のみが可能なケースでの期待評価 v^U は、

$$v^U = (1-p)q(x_0 + s_L) + p(x^* + s^*) = (1-p)q w_L + p w_H \quad (8)$$

となる。

次に、公的年金制度が設けられる場合を考察する。公的年金制度は社会的ルールとして整備されるものであるから、ロールズの無知のヴェールの背後にいる段階で制度に加入することになる。これに対して、民間の保険市場の場合は、もしそれがあつたとしても、保険契約は若年期の所得が確定した段階でないと締結できない。もし、ロールズの無知のヴェールの背後にいる段階で加入できるとなれば、それはアロー・デブリュー型の完全な保険市場の成立を意味するので、公的年金制度だけでなく他の政策的配慮も不必要なものになる。その意味では、公的年金制は、保険市場をより完全なものへ近づける手段ともいえるのである。

さて、(3)式のフェアな保険の条件の下で、このケースでの期待評価 v^P を求めると以下のようなになる。

$$v^P = (1-p)\{q(x_0 + s_L) + (1-q)(x_0 + s_H)\} \quad (9)$$

$$+p\{q(w_H + s_L) + p(1-q)(w_H + s_H)\} = (1-p)w_L + pw_H$$

つまり、保険機能を有する年金制度の導入によって、期待評価として期待所得が達成できるようになるのである。

以上から、明らかに

$$v^P > v^U \quad (10)$$

であるので、公的年金制度の導入が満場一致で支持されることになる。それは、若年期に高所得になる人々の保険料によって低所得の個人が老年期に多額の生活費ニーズを必要とする状況になった場合に対応するということなので、所得再分配が支持されるということと同値である。

以上の単純なモデル分析で明らかなように、民間の保険市場ではカバーできないケースでも、公的年金制度が整備されることがロールズの決定方式で支持されることになる。これに対して、民間の保険契約も無知のヴェールの背後で行えば同じ結果になるはず、という疑問があるかもしれない。しかし、既に触れたことだが、民間企業が無知のヴェールの背後で保険契約を締結することは不可能である。ロールズの設定は、厚生分析として制度の存在が支持されるかどうかの意思決定の思考実験としてのみ有効なものである。そこで何らかの経済的契約等を結ぶ可能性の議論は、試行実験としても無意味である。

同様の議論として、無知のヴェールの背後ではなく現実世界にいる個人に賛否を問えば、ここで議論したような公的年金制度は、低所得層からは支持されるが高所得層からは拒否されるであろう。しかし、所得分配が決定される以前で意思決定が可能であれば、全員一致で支持されるはずなのである。

また、生活費ニーズを下回る生活費の評価がゼロになるという制約が外されたとしても、上記の結論が支持されるような効用関数が存在することも明らかであろう。ただし、その条件は、意外に複雑になる。そのため、生活ニーズに関する制約を置いたここでの議論は、(8)式と(9)式の大小関係を明白に比較可

能にするという側面もあったのである。

もちろんそれだけではない。最低限の生活レベルを維持できるかどうかは、現実の人々にとっては決定的に重要である。それを下回っても効用が発生するという想定の方が非現実的である。むしろ、通常の効用理論は、最低限の生活水準を常に上回ることを暗黙の前提にしているとも考えられるのである。

では、この節で示した公的年金制度の保険機能による優越性は、現実の年金制度においても機能しているのだろうか。その点に関して、節を改めて議論することとする。

4. 現実の年金制度との関係

現実の公的年金制度は、ロールズの状況の観点から設計されている訳ではない。しかも、我が国の公的年金制度は賦課方式である。そのため、例えば小塩（2012）の実証分析によると、公的年金制度を含めた社会保障制度による所得再分配効果は、勤労世代から年金受給世代への移転としての側面がほとんどである。

この場合でも、確かに所得再分配は存在する。しかし、前節のモデル分析におけるそれが同一世代内における再分配であったのに対して、現実の我が国の制度では世代間所得移転ということになる。世代間であるということになると、保険によるものとは意味が異なってくる。保険による再分配は、保障対象になる事象が生じなかった個人がプールした資金からその事象が生じた個人へ補償が支払われるものだからである。

このようになされる保険料の拠出と保険金の支払いが、年金のように長期間にわたるものになると、どうしても新規の加入者の保険料からも保険金の支払いが行われる状況が生じてしまう。民間の生命保険の場合でも、同じ保険商品でも個人によって加入時点が異なるのが通例である。一部の個人は途中で死亡して保険金が支払われるが、満期まで生存する個人もいる。その満期を迎える時点も、加入者によって異なる。このような状況の場合、数十年にわたる保険期間をすべて単一の保険商品ごとに独立させて運営するということは、ほぼ不

可能といってよい。

通例の経済学のテキストでは、静学的設定で保険の議論が展開されているが、現実には極めて動学的で長期的なものである。前節の我々のモデルも、2期間分析ではあるが本質的に静学的である。静学的設定は動学的モデルの定常状態のみを扱っていることになるので、少子高齢化による人口減少等のように状態が変化する現実の制度における問題点の分析には自ずと限界がある。

しかし、人口構造が変化する場合でも、人口が増加しているケースでは特に問題は生じない。賦課方式的に若年層の支払う保険料から老年層の保険金を支払っても、常に余裕があるからである。保険の成立条件で言えば、人口増加率を n として、

$$(1+n)\{p(w_H - x_0) + (1-p)(w_L - x_0)\} > q s_L + (1-q)s_H \quad (11)$$

が成り立つからである。

もちろん、人口が減少する場合 ($n < 0$) には、(11)式の不等号が逆転して、賦課方式では保険が成立しなくなるケースが生じることもある。特に、前節の議論のように(3)式を前提とするなら、賦課方式による公的年金制度は制度して維持不可能になる。

ただし、公的年金制度が低所得層の老年期の生活費ニーズを保証するという点だけを目的に設計されている場合、定常状態では、(3)式ではなく、

$$p(w_H - x_0) + (1-p)(w_L - x_0) > q s_L + (1-q)s_H \quad (12)$$

という条件でよいことになる。この場合であれば、 $n < 0$ であっても、

$$(1+n)\{p(w_H - x_0) + (1-p)(w_L - x_0)\} \geq q s_L + (1-q)s_H \quad (13)$$

が成り立つ可能性がある。この場合、公的年金制度は実質的に最低所得の保障と同等のものとなり、高所得層は民間の保険を利用して年金受給額の上積みを図ることによって最適状態を達成できる。しかし、人口減少率が(13)式を成り立たせないほどに大きな場合は、賦課方式の維持はできなくなる。

保険として成立するかどうかの議論は、年金の財源調達方式によって異なる

訳ではない。保険料方式であっても税方式であっても、納付額と支給額のバランス関係は変わらないからである。

ただし、保険料方式の場合には未納問題が発生する可能性はある。なぜなら、高所得層にとっては低所得層のために余分の保険料を納めるより、民間の保険に加入した方が有利になるからである。すなわち、現実とは逆に、低所得層ではなく高所得層に未納のインセンティブがあるからである。その意味では、強制的徴収が制度上必要である。

このような議論になるからといって、積み立て方式にすればすべての問題が解消する訳でもない。数十年にわたる年金加入期間を通じて、資産運用が予定通りに行われる保証もないからである。

実は、年金のような長期の保険の場合、リスクは保障対象の現象だけではないのである。生活費ニーズのリスクだけでなく、人口構成や経済成長率の不確実性と資産運用におけるリスクにも直面している。リスクが複数の要素にわたって存在するだけでなく、予測しなければならないリスクの期間が極めて長期である。

極めて長い期間にわたる予測が正確に行えるものであろうか。予測に関して、経済学では合理的期待形成が主流になっている。しかし、合理的期待形成が理論モデルに適用される代表例の金融市場では、情報の変化があれば市場取引を通じてポジションを変更できるので、実際にはそれほど長期的な予測を正確に行う必要はない。実際に行われている将来予測は、長くても数年までもないであろう。

それに対して、保険加入から年金給付までが数十年に及ぶケースでは、年齢構成や人口構造の変化だけでなく経済成長率、物価上昇率等が正確に予測できなければ、適正な制度設計を行うことができない。その中には、平均余命の伸びや医療費の上昇率も含まれる。それらが分からなければ生活費ニーズも分からないからである⁹⁾。しかし、どうすれば数十年後の医療技術を予測してその

9) もちろん、民間の生命保険であっても同じことがいえる。長期間にわたる生命保険では、平均余命の伸びが常態化しているときには保険の会計上での大きな問題は生じないが、医療費や年金も組み込まれている商品では、加入者にとっての適正な料金と保証内容とが時間の経過とともに変化してしまうことになる。

費用を算出することができるであろうか。

しかも、例えば賦課方式のように、一旦ある方式で制度が開始されると途中で別の方式に変更することはほぼ不可能になるか膨大な費用を要することになる。少子高齢化による人口減少のフェーズに入った日本においては、賦課方式よりも積立方式が望ましいことは明らかである。しかし、十分に間に合うように制度の変更は行われなかったし、今後も行われるようには思われぬ。制度の切り替えで生じる二重負担や業務の混乱等の問題点が大きすぎるからである。

そのような種々の不確実性全体に最善に対応できるような年金制度というのは、果たして存在し得るのであるだろうか。

これは、理論的にも実際の政策運営上も極めて難しい問題である。もし賦課方式における人口構造変化のリスクが平準化する類のものであるなら、国債発行によって保険料収入が少ないときをカバーする方法も考えられるであろう。人口減少から増加に転じたときに、その国債を償還できる可能性があるからである。同様に、資産運用リスクも時間とともに平準化するようなものであれば、不足時を国債で補う方法が可能である。資産運用リスクが景気循環と同じようなものであるなら、長期的に見れば国債を用いなくても一定の平均的収益率を得ることも可能であろう。

しかし、仮に平準化されるとしても極めて長い期間を要する場合、そのような国債での遣り繰りが実際的に可能かどうか定かではなくなる。

例えば、少子高齢化が進行して人口減少に転じた日本の場合、少子化が逆転して出生率が向上したとしても、それが年金保険の納付額を増加させるまでには数十年かかることになる。そのような長期間にわたって年金給付を維持するために国債を発行し続けることが、金融市場での信頼を損なわずに可能であろうか。ましてや、人口減少に歯止めがかかる兆候すらない段階でのそのような起債は、国債の信用度を著しく低下させることになるであろう。

国債に関しては、現行の法制度では不可能だが、論理的には市場ではなく中央銀行に直接引き受けてもらうという方法もありうる。社会保障給付の不足分のみを限定的にこの方法で調達するというのであれば、財政規律上も検討の余地はありうるかもしれない。一種のヘリコプター・マネーのような方法ともい

えるものである。

しかし、この場合も市中消化の場合と同様に、国債に対する金融市場での信頼問題を引き起こすであろう。国債だけでなく、中央銀行の信頼も損なわれて通貨自体の価値の暴落を招く恐れもある。

このように考えてくれば、人口減少が著しい場合やそれともなって資産運用収益が下落するような場合に、公的年金制度を維持する方法は皆無かもしれないということになる。

この点に関して解決策を見出すとすれば、老年期の生活費ニーズ s_H を引き下げるか、あるいはそのリスクを軽減 (q の上昇) することが有効であるように思われる。老年期に長生きしたとしても、高額の医療費を要するような疾病の罹患率を大幅に減少させるような健康管理や予防医療が発達すれば、そのような効果もたらされるであろう¹⁰⁾。さらには、経済的にも若年期の低所得層になるリスクが軽減 (p の上昇) されれば、それだけ年金制度は安定することになる。

人口減少のプロセスでは、年金制度そのものの変更よりも、保険としての制度が保障する生活上のリスクを軽減するような長期的努力の方が効果的なのではないだろうか。人口減少の効果よりもリスク軽減の効果の方が上回れば、制度の維持は可能になるからである。もちろん、そのような施策が効果を上げるまでには、財源調達方法の変更等で制度の崩壊を食い止める努力も必要である。

制度の維持可能性に加えて、現実の公的年金制度の運用において問題になっているのが未納未加入というモラルハザード現象である。この問題は徴収に強制力のない保険料方式であれば、完全に回避することが難しい。他方において、一般財源によって生活困窮者を救済する扶助制度が存在するからである。

この現象に関しては、前節のモデルと現実との間では違いがある。既に触れたように、モデルにおいては未納のインセンティブは高所得層の方にある。その要因は所得再分配にある。その点のみを取り上げれば、低所得層のうち老年

10) 特段の政策がとられなくても、日頃から健康維持増進に関心を払って生活している人々は多数存在する。そのような健康維持増進のための行動をとるインセンティブに関する行動経済学的分析については、仲澤 (2014b) を参照のこと。

期に生活費ニーズを満たせなくなった個人を扶助することと同値である。年金制度の中にそのような扶助制度が組み込まれているので、現実とは異なって低所得層の方には未納未加入のインセンティブは存在しないことになる。その一方で、高所得層の未納未加入を回避するためには、制度への強制加入と保険料の強制徴収が必要である。強制力のある徴収ということになるので、その意味では保険料方式でも税方式と同じことになる。

モデルにおいては、議論しておくべきモラルハザードが、もう1つある。それは、若年期の低所得層の個人が意図的に老年期の高額生活費ニーズの状態になって扶助される側になろうとする可能性である。しかし、そのようなモラルハザードは存在しない。なぜなら、生活費ニーズが高額になるのは生存期間が長くなるケースとみなせるので、モラルハザードによって達成できるような類のものではないからである。

もちろん、現実社会においては不摂生や不規則な生活によって老後に高額の医療費を必要とする状態になる個人も存在する。そのようなモラルハザードへの対応策は、先に述べた制度維持のための施策の中で実施される必要がある。個人の健康管理のインセンティブを高めるような税制や医療保険の導入等を含めた、総合的観点からの政策の組み合わせが検討されなければならないのである。

5. 終わりに

この論考では、公的年金制度の保険としての機能に焦点を当て、ロールズ的な意思決定であれば所得再分配効果をともなう制度が全員一致で支持されるということを明らかにした。そこでは、自力では老後に備えられない個人の存在が前提にされていた。公的年金制度を社会保障制度の一環として整備するのは、まさにそのような人々を救済するためなのである。その意味では、野副(2015)のような所得再分配効果をともなう年金制度の必要性の主張は正しいということになる。

しかし、個人の経済状態が明らかになった後では、そのような再分配は受益

者側にしか支持されない。負担する側にとっても利益があるというのは、ロールズの無知のヴェールの背後にいる段階で評価する場合だけなのである。

なお、その証明のために用いた評価関数に関して、触れておくべき若干の留意点がある。それは、老年期の生活費ニーズが高額のときにその評価も高くなる、という定式化である。本論で議論したように、高額な生活費ニーズが健康で長生きのようなケースであれば、その定式には何の問題もないであろう。しかし、健康を損なって多額の医療費が必要になり、不自由な生活が余儀なくされているような状況で生じる生活費ニーズの増大であれば、評価は逆に低下することもあると考えられる。そうであれば、生活費ニーズが低いときの方の評価が高いということもあり得ることになる。

つまり、生活費ニーズという概念を導入して意思決定を行う場合、生活費の大きさだけでなく生活の質の問題もある、ということである。そうであれば、評価関数はその両面を反映するように定式化される必要があることになる。この論文では、単純に生活費ニーズの水準のみで状態の違いを表して分析が行われたが、質的な面も分析に導入することによって、より議論を発展させることも可能であると考えられる。

特に、老後の生活費ニーズの額を低下させたり健康増進等を図って高額な生活費ニーズが発生する可能性を減少させたりするような施策の有効性を議論する上では、そのような複眼的定式化へのモデルの修正が必要であろう。そのような評価関数は、純粋に意思決定理論の研究テーマとしても興味深いものがある。

なぜなら、行動経済学的フレームワークにおける保険加入に関する議論は、プロスペクト理論を修正発展させた萩原（2015）の議論以外にほとんどなされていないからである。現実の人々が意思決定に参加する公的年金制度の変更といった議論は、スタンダードな合理性を前面に出した期待効用理論のみで分析するには限界がある。特に最低限のニーズの社会的保障という側面を議論するためには、生活ニーズの評価関数が鍵になるものと考えられるのである。

補 論

この論文では、ロールズの無知のヴェールの背後において評価すれば、所得再分配効果を有する年金制度が満場一致で支持されることを示した。だが、ロールズ的な意思決定を現実において行うことは困難である。既に自身の経済状況が確定している個人からなる集団による意思決定では、無知のヴェールの背後とは評価のための条件が異なるからである。具体的にいえば、若年期に高所得層になった個人は、低所得層になった場合に関して気にする必要はないので、自分の老年期のリスクにのみ対応できればよく、低所得層のための保険料を拠出する誘因はなくなっているのである。

そのような場合でも、仮想的メカニズムによって、ロールズの決定と同じ結論を導く方法がない訳ではない。例えば、最後通牒ゲームと同様の問いかけをする方法である。若年期の高所得層に対して、低所得層が老年期になったときの生活費ニーズをどれだけ援助する気があるかを問う。その回答に対して低所得層が拒否すれば、高所得層が老年期になったときの生活費ニーズの金額を上回る蓄えは没収する、という条件を設ける。

この場合、老年期の生活費ニーズが高額になる場合をカバーするだけの援助がなければ低所得層の評価は改善しないので、それだけの援助の提案がなければ低所得層は拒否するであろう。つまり、高所得層が援助できる範囲で拒否されないためには、低所得層の生活費ニーズが過不足なく満たされるだけの援助額を提示する、ということになる。それは、本文で議論した公的年金制度による保険機能が成立するときと、完全に同値である。

このように、相対的に所得の高い層にペナルティを課すことができるのであれば、年金制度にかかわらずロールズ的意思決定と同値の結果を導く方法は存在することになる。しかし、それには民主主義的政府の権限を大きく超えた権力を持つ統治機構が必要である。別のいい方をすれば、全能の神が政治的決定を行うようなものである。そのような非現実的状況を前提に考察しても、何の解決にもならない。問題は、民主主義的な意思決定メカニズムによって、ロールズの最適解が達成できるかどうかだからである。

しかし、本文でも指摘したように、若年期に所得分配の状態が確定した状態で民主主義的に意思決定すれば、高所得層の支持は得られず、少なくとも満場一致にはならない。もし、高所得層の方が多数派であれば、少数派の低所得層の救済は否決されることになってしまうであろう。

現実には公的年金制度が多くの国で制定されているので、特に問題視すべき点ではないという意見もあるかもしれない。しかし、それはたまたま賛成派が多数であったというだけのことであって、原理的には存在した方がよい制度が実際には制定できない危険性がある、というのは民主主義的意思決定の本質的問題点の1つなのである。

この問題を解消する方法は、容易に見つかるものではない。例えば、ロールズの無知のヴェールの背後であれば全員一致で支持されるはずである制度は、選挙や議会での決定対象にせず制定するというようなルールを最上位の規則として設ける、という方法も考えられる。しかし、そのような基本的法律も民主主義的に決定されなければならない。その結果が自己の不利益になることが予測される場合、そのような個人は反対するであろうから、やはり民主主義的決定ルールの壁に阻まれる可能性がある。

現実には所得再分配をとまなう制度が制定されているが、それは恩恵を受ける側が多数派であるか、人々の利他心とか社会的正義感とかによるものである。しかし、善意や利他心に依存するシステムは不完全であり脆弱である。

その端的な例は、日本の公的年金制度における未納未加入問題である。未納者の多くは、理由は様々あるにしても低所得層である。しかし、その人々は年金制度による受益者と思われるので、制度を支持すべき立場にあるはずである。将来の年金制度が信頼できないといった理由を挙げるにしても、自身の利益になる制度の維持に積極的に貢献する方が合理的に思われる。つまり、年金制度が制定されていても、それが民主主義的に強固な支持を得ているとはいえないのである。その意味で、極めて脆弱な制度といわざるを得ない。

おそらく、民主主義が税率や社会保障等の経済的利益関係を明確に決定できるシステムにならない限り、それは不完全な意思決定システムでしかないといわざるを得ないのである。残念ながら、その不完全性を修復方法は発見されていないし、発見されそうにもないのである。

参 考 文 献

- 萩原駿史 (2015) 「プロスペクト理論からの保険加入分析」西南学院大学大学院研究論集, 1, 105-119.
- 仲澤幸壽 (2007) 「欲求発達階層型効用関数の試み」西南学院大学経済学論集, 42-3, 71-100.
- 仲澤幸壽 (2014a) 「プロスペクト理論からの行動経済学的消費関数導出試論」西南学院大学経済学論集, 48-3/4, 93-112.
- 仲澤幸壽 (2014b) 「消費, 投資, あるいは参照点としての健康維持増進行動」西南学院大学経済学論集, 49-2/3, 125-145.
- 野副常治 (2015) 『公的年金制度の現状と制度改革の方向性』西南学院大学大学院経済学研究科博士論文.
- 小塩隆士 (2012) 「税・社会保障と経済格差」, 宇沢弘文・橘木俊詔・内山勝久編『各社社会を越えて』東京大学出版会, 第1章.
- 佐藤滋・古市将人 (2014) 『租税抵抗の財政学 — 信頼と合意に基づく社会へ』岩波書店.
- 橘木俊詔 (2005) 『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社.
- Kahneman, Daniel and Amos Tversky (1979) Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk, *Econometrica*, 47, 263-291.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Harvard University Press.